

(先着順) 購入手続きの流れ

※必ず現地及び物件調書、契約内容、諸規制等をご承知いただき、事前に電話連絡等の上、申請ください。

① 申請書の提出

- 申請書を先着順で提出された方1名様(原則、最初に電話連絡いただいた方を先着順位1位として仮受付を行います)に限り申請者として受付します。
- なお、同一物件で複数名から受付初日に提出された場合は、別途指定した日時、場所において抽選を行い、申請者を決定します。
- 申請にあたっては、所定様式「普通財産売払申請書」及び「誓約書」をご使用ください。
- 申請書に必要な添付書類としては、
個人の場合・・・住民票抄本及び印鑑証明書
法人の場合・・・定款、登記事項証明書(現在事項全部証明書)及び印鑑証明書並びに役員一覧を提出してください。
※住民票抄本、登記事項証明書(現在事項全部証明書)、印鑑証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限りますので、ご注意ください。
- 申請書類等に不備がある場合には、受理できませんので、ご注意ください。
- 申請書及び誓約書、添付書類は、物件毎に提出してください。(物件毎に原本が必要となりますので、ご注意ください。)

② 資格審査

- 申請者の資格審査に数日程度の期間を要します。
(申請書及び添付書類に記載された個人情報については、警察当局へ情報提供する場合があります。)

③ 売却の決定

- 審査のうえ売却相手方を決定した後、書面(又は電話連絡)により決定をお知らせします。

④ 売買契約の締結

- 売買相手方が決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。
(30日目が土日・祝日の場合は、翌開庁日までとなります。)
- 契約書は国で用意します。*事前に契約書(案)を確認、了知のこと。
- 契約書に使用する印鑑は、実印となります。

⑤ 売買代金等の支払い

- 売買代金は売買契約時に現金で全額納付いただきます。
- 契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。
- 所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

⑥ 所有権の移転

- 国で所有権移転登記の手続きを行いますが、それ以外の手続きについては、売買契約者にて行うこととなります。
- 所有権移転登記が完了しましたら、「登記完了証」、「登記識別情報通知」及び関係図面等をお渡しします。

以上で手続きは完了です。